広島県訓令第十四号

地 本

関 庁

職員の勤務時間等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。 方 機

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

職員の勤務時間等に関する訓令等の一部を改正する訓令

(職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正)

第一条 うに改正する。 職員の勤務時間等に関する訓令(昭和二十七年広島県訓令第三号) の 一 部を次のよ

間」を「七時間四十五分」に改める。 第二条第一項中「午後五時三十分」 を 「午後五時十五分」に改め、 同条第二項中 「八時

別記様式第一号その1中

					1			1			
日時間分	7 月		日時間	7 月		日 時間 分	2 月		日時間	2 月	
日時間 分	8 月		日 時間	8 月		日時間分	3 月		日時間	3 月	
日 時間 分	9 月		日時間	9 月		日時間分	4 月		日時間	4 月	
日 時間 分	10 月		日時間	10 月		日 時間 分	5 月		日時間	5 月	
日時間分	11 月		日時間	11 月		日 時間 分	6 月		日時間	6 月	
仔 開組 日	12 月		山	12 月	ı	」 に 改め、			_ を		
. に改める。			 を			同様式その2					

体式その2中

第二条 職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令(昭和二十八年広島県訓令第十二号

(職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部改正) 日間 日間街

別記様式第二号及び別記様式第四号中

日時

は数

Ш

漤

भ

を

に改める。

数又 프

)の一部を次のように改正する。

第二条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

(職員の勤務時間等に関する訓令等の一部を改正する訓令の一部改正)

第三条 号)の一部を次のように改正する。 職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成十九年広島県訓令第一

附則中第二項の前の見出し、 附 則 同項及び第三項を削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

- 1 この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2引き続き使用することができる。 の職員の勤務時間等に関する訓令による様式により作成された用紙とみなし、 た用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、第一条の規定による改正後 第一条の規定による改正前の職員の勤務時間等に関する訓令による様式により作成され 当分の間、